

特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

1 特別支援学校における医療的ケア実施のための外部委託検証事業について

現在、道立特別支援学校には、医療的ケア児が通学する全ての学校に医療的ケア看護職員を配置していますが、登下校や宿泊を伴う校外学習の夜間の支援等、医療的ケア児が安全に学校生活を送るためには、保護者の付添いを必要としている場面があります。

医療的ケア児の自立と社会参加に向けた教育活動の充実に向けては、安全の確保が保障されることを前提としつつ、医療的ケア児であっても医療的ケア児ではない児童生徒と同様に可能な限り保護者の付添いなしに学校生活を送ることができる体制を整えていくことが重要です。

そうした体制整備の拡充に向けては、多くの学校で医療的ケア看護職員の増員が求められる反面、地域によっては職員を募集しても人員を確保することが難しい状況があることから、専門性の高い人材の安定的な確保が課題です。

そこで、今年度、道教委では、特別支援学校における医療的ケアの一部を訪問看護事業所等へ外部委託した場合における、学校職員と派遣される看護師との連携や緊急時等の指示系統の明確化など、医療的ケア児の教育的ニーズに応じた支援体制の構築を図る際の業務契約内容について検証する事業に取り組みました。

本事業では、道教委が、指定校への看護師の派遣を訪問看護事業所等に委託し、「在校時の支援」、「校外学習における夜間の支援」及び「通学時の支援」に係る、業務契約等の在り方を検証しました。

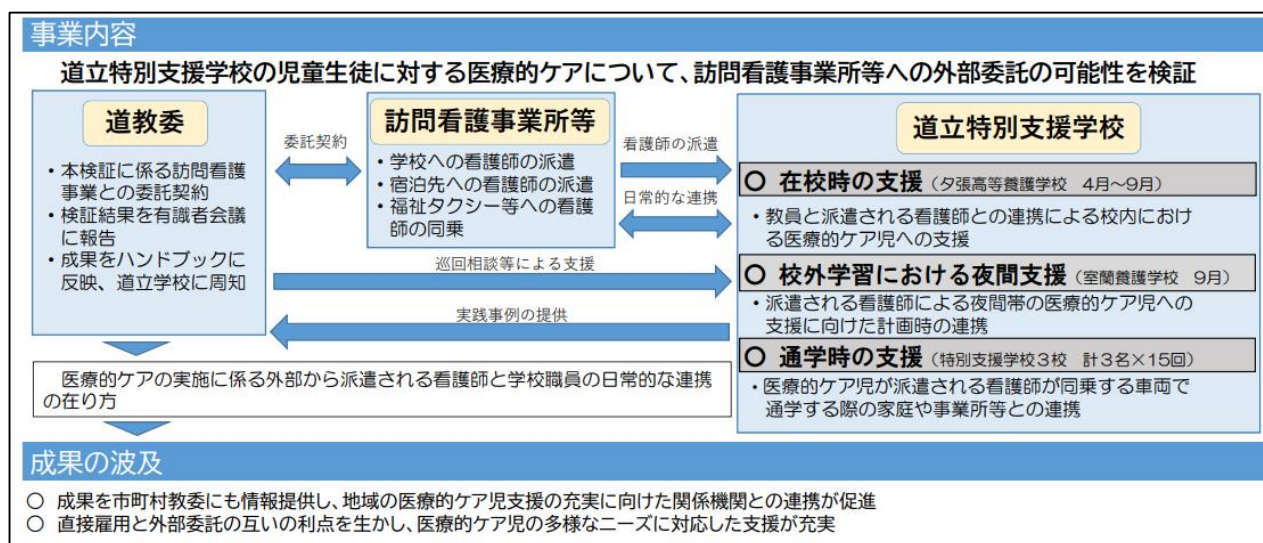


図 本事業の概要

2 事業内容について

(1) 「在校時の支援」の充実に向けた取組

「在校時の支援」に係る検証については、北海道夕張高等養護学校を指定校として協力いただきました。学校が雇用する医療的ケア看護職員が不在となっている状況を想定し、4月から半年間、教職員と派遣された看護師が連携した校内支援体制の在り方を検証しました。

本検証では、医療的ケア児の入学直後においても、派遣された看護師と教職員との連携により、実施マニュアルの策定等を円滑に行うことができ、雇用する医療的ケア看護職員の不在時に一定の体制整備を進められることが確認できました。

ただし、医療的ケア児の体調が急変した際には、保護者への連絡を含め、迅速な対応が求められることから、派遣された看護師が周囲の教職員との日常的な連絡・相談について実施マニュアルに位置づけるとともに、管理職による積極的な業務マネジメントを図る必要があります。

(2) 「校外学習における夜間支援」の実施に向けた取組

「校外学習における夜間支援」は、北海道室蘭養護学校を指定し、高等部宿泊研修の宿泊先に当日派遣される看護師との連携及び事前の情報共有、事業所との業務契約の締結時期の在り方等を検証しました。

本検証では、当日派遣される看護師が事前に学校を訪問し、対象となる医療的ケア児の様子や保護者、教職員からの聞き取りを行うことにより、夜間対応表の作成等、具体的な準備を行い、当日は円滑な引継ぎのもとに夜間の支援を実施することができました。

ただし、学校の実施計画の立案に向け、校外学習実施の3か月前には、事業所との契約締結の見通しを立てることが望ましいことから、より早い時期から事業所へ必要な情報を提供して見積もりを依頼する必要があります。

(3) 「通学時の支援」の実施に向けた取組

「通学時の支援」については、北海道拓北養護学校、北海道真駒内養護学校、北海道函館養護学校の3校を指定し、それぞれ1名の医療的ケア児を対象に保護者に代わって、派遣される看護師が福祉タクシーに同乗して冬季（12月～2月）の通学を支援し、その際の家庭、事業所、学校の引継ぎや緊急時の連携の在り方等を検証しました。

なお、本検証では、事前に対象者の保護者から登校支援又は下校支援の希望日を聴取し、当該日時における看護師の派遣について、事業所と業務契約をしました。

また、福祉タクシーの手配は保護者が連絡・調整することとしました。（運賃については、本事業に限り、就学奨励費として支給）

本検証では、初回の支援実施前に家庭、学校、派遣される看護師による打合せ及び保護者同乗による試走の実施を契約内容に盛り込むことにより、緊急時の連絡体制を含め、本人・保護者、事業所の双方が安心して通学支援を開始することができました。

ただし、本検証における委託契約は、一人の対象者に対しての限定的な回数の支援であることから、通学支援の対象者や回数が増加した場合には、都度、安全・安心な実施に向けた関係者の打合せを設定するよう連絡調整を図る必要があります。

3 今後に向けて

本事業を通して、障がいが重度で重複している児童生徒が多数在籍する特別支援学校において、従来から配置している医療的ケア看護職員を中心とした医療的ケア実施の体制整備を前提に、関係者間の連携の在り方を具体的に示していくことにより、各学校が必要に応じて、医療的ケアの一部を外部に委託することは可能であると検証することができました。本事業の検証の成果は、この後、ハンドブックに取りまとめることとしています。

小・中学校における体制整備では、市町村教育委員会が、医療的ケアを外部に委託している事例が見られています。そうした地域にある特別支援学校においては、外部委託は人材不足を補う手段にとどまらず、ハンドブックを参考にすることで、域内の専門性の高い人材を互いに共有し、地域全体で医療的ケア児の切れ目のない支援体制の充実に取り組む機会になると期待しています。